

平成19年度から住民税が変わりました！



税源移譲

- ・三位一体の改革に伴い、**所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実施されます。**
- ・具体的には、住民税所得割の税率は**一律10%**に、所得税の税率は10～37%であったものを5～40%にすることにより、ほとんどのかたについて、**所得税を減らし住民税を増やす**ことになりました。

所得税として国へ納めるべき税金を減らし、その減らした分を地方(町と県)に納めていただくことにより、国から地方への税源移譲を実現することになります。

【イメージ図】

「納税者の方の負担合計額」



定率控除の廃止

- ・平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、**廃止されました。**

【個人住民税の定率控除】

平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分～
所得割額の15%を控除 (4万円を上限)	所得割額の7.5%を控除 (2万円を上限)	廃止

※所得税の定率減税も平成19年分から廃止されます。

○税負担は増えるの？

税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税の廃止で、**税負担は増えることになります。**ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※納付書や口座振替で納めていただくかたの納税通知書は、6月6日(水)に発送する予定です。

問合せ 税務課賦課係 ☎62-1230 (内線141)

金婚・金剛石婚 お申し出ください

町では、金婚・金剛石婚のご夫婦をお祝いしています。

平成19年中に金婚(結婚50年)、金剛石婚(結婚60年)を迎えられるご夫婦はお申し出ください。

金婚

昭和32年1月1日から12月31までに婚姻届を出されたご夫婦

金剛石婚

昭和22年1月1日から12月31までに婚姻届を出されたご夫婦

申し出

7月31日(火)までに、住民福祉課福祉係(☎62-1230 内線108)または、社会福祉協議会(☎62-4615)へ

7月1日から窓口にて本人確認を行います

最近、本人になりすまし、戸籍の謄(抄)本や住民票の写しなどを不正に取得したり、戸籍の届け出や住所変更などを不正に行う事例が、全国で発生しています。

町では、皆さんの個人情報を守るため、戸籍の謄(抄)本、住民票の写し、印鑑証明書などの交付請求、戸籍の届け出や住所変更などの際に、身分証明書の提示をお願いすることになりました。ご協力をお願いします。



▶主な身分証明書

- ①運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カードなど
- ②健康保険証、介護保険証、老人医療受給者証、年金証書など

▶次の点にご注意ください

- ・戸籍の届け出、住所変更については①の身分証明書に限ります。
- ・代理人が届け出などを行う場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要です。
- ・身分証明書は有効期限内のものに限ります。

問合せ 住民福祉課住民係 ☎62-1230 内線101